

一般財団法人山口県建築住宅センター 確認検査業務等手数料

(令和元年 10 月 1 日改訂)

(別表第 1) 建築物に関する確認申請手数料

| 床面積の合計 | 物件種別 | 手数料の額 | |
|--------------------|--------------------|----------|----------|
| | | 構造計算書無 | 構造計算書有 |
| 30㎡以内 | 法第 6 条の 4 該当 (特例有) | 7,000 円 | — |
| | その他 (特例無) | 13,000 円 | 23,000 円 |
| 30㎡を超えて 100㎡以内 | 法第 6 条の 4 該当 (特例有) | 13,000 円 | — |
| | その他 (特例無) | 19,000 円 | 26,000 円 |
| 100㎡を超えて 200㎡以内 | 法第 6 条の 4 該当 (特例有) | 20,000 円 | — |
| | その他 (特例無) | 30,000 円 | 40,000 円 |
| 200㎡を超えて 500㎡以内 | 法第 6 条の 4 該当 (特例有) | 27,000 円 | — |
| | その他 (特例無) | 40,000 円 | 54,000 円 |

※床面積の合計は、次の①及び②の場合を除き申請部分の床面積の合計とする。

①計画変更の場合の床面積の合計は、申請部分の床面積の合計の二分の一とする。ただし、計画変更内容を勘案し審査業務量が 30㎡以内の物件に相当するとセンターが判断した物件にあっては 30㎡以内であるものとする。

②建築物を移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合は、当該移転、修繕若しくは模様替えに係る部分の床面積の二分の一とする。

※法第 56 条第 7 項の天空率審査を要する物件については、10,000 円を加算する。

※法第 20 条に係る既存不適格緩和適用審査を要する物件については、5,000 円を加算する。

(別表第 2) 建築物に関する中間検査手数料

| 床面積の合計 | 物件種別 | 手数料の額 | |
|--------------------|--------------------|----------|----------|
| | | センター確認物件 | 他機関確認物件 |
| 30㎡以内 | 法第 6 条の 4 該当 (特例有) | 13,000 円 | 16,000 円 |
| | その他 (特例無) | 19,000 円 | 25,000 円 |
| 30㎡を超えて 100㎡以内 | 法第 6 条の 4 該当 (特例有) | 16,000 円 | 22,000 円 |
| | その他 (特例無) | 24,000 円 | 33,000 円 |
| 100㎡を超えて 200㎡以内 | 法第 6 条の 4 該当 (特例有) | 21,000 円 | 31,000 円 |
| | その他 (特例無) | 31,000 円 | 46,000 円 |
| 200㎡を超えて 500㎡以内 | 法第 6 条の 4 該当 (特例有) | 28,000 円 | 41,000 円 |
| | その他 (特例無) | 42,000 円 | 62,000 円 |

※床面積の合計は、中間検査を行う部分の床面積の合計とする。

※令和元年 9 月 30 日以前にセンターで確認済証の交付を受けた物件の手数料は、従前の額とする。

(別表第3) 建築物に関する完了検査申請手数料

| 床面積の合計 | 物件種別 | 手数料の額 | |
|--------------------|---------------|----------|----------|
| | | センター確認物件 | 他機関確認物件 |
| 30㎡以内 | 法第6条の4該当(特例有) | 14,000 円 | 17,000 円 |
| | その他(特例無) | 21,000 円 | 26,000 円 |
| 30㎡を超えて 100㎡以内 | 法第6条の4該当(特例有) | 17,000 円 | 23,000 円 |
| | その他(特例無) | 25,000 円 | 34,000 円 |
| 100㎡を超えて 200㎡以内 | 法第6条の4該当(特例有) | 23,000 円 | 33,000 円 |
| | その他(特例無) | 34,000 円 | 49,000 円 |
| 200㎡を超えて 500㎡以内 | 法第6条の4該当(特例有) | 31,000 円 | 44,000 円 |
| | その他(特例無) | 46,000 円 | 66,000 円 |

※床面積の合計は、次の場合を除き申請部分の床面積の合計とする。

○建築物を移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合は、当該移転、修繕若しくは模様替えに係る部分の床面積の二分の一とする。

※法第20条に係る既存不適格緩和適用物件については、5,000円を加算する。

※令和元年9月30日以前にセンターで確認済証の交付を受けた物件の手数料は、従前の額とする。
(従前の額の方が安い場合に限る。)

(別表第4) 中間検査をセンターで受けた建築物に関する完了検査申請手数料

| 床面積の合計 | 物件種別 | 手数料の額 |
|--------------------|---------------|----------|
| 30㎡以内 | 法第6条の4該当(特例有) | 12,000 円 |
| | その他(特例無) | 18,000 円 |
| 30㎡を超えて 100㎡以内 | 法第6条の4該当(特例有) | 13,000 円 |
| | その他(特例無) | 20,000 円 |
| 100㎡を超えて 200㎡以内 | 法第6条の4該当(特例有) | 19,000 円 |
| | その他(特例無) | 27,000 円 |
| 200㎡を超えて 500㎡以内 | 法第6条の4該当(特例有) | 25,000 円 |
| | その他(特例無) | 40,000 円 |

※床面積の合計は、申請部分の床面積の合計とする。

※令和元年9月30日以前にセンターで確認済証の交付を受けた物件の手数料は、従前の額とする。

(別表第5) 建築設備及び工作物に関する申請手数料

| 業務種別 | 物件種別 | 手数料の額 | |
|------|----------------|----------|----------|
| | | 建築設備 | 工作物 |
| 確認申請 | 建築設備の設置、工作物の築造 | 18,000 円 | 15,000 円 |
| | 確認済証交付後の計画変更 | 9,000 円 | 7,000 円 |
| 完了検査 | | 22,000 円 | 18,000 円 |

※いずれも1基に対する手数料とする。

※他機関確認物件の完了検査手数料は、確認申請手数料の半額(千円未満は切捨)を加算する。

(建築確認申請等誤記訂正に係る手数料)

| | |
|------------|---------|
| 誤記訂正願一件につき | 2,000 円 |
|------------|---------|